

地域指定年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	昭和 62 年度
	平成 15 年度
	平成 30 年度

防府農業振興地域整備計画書

平成 3 1 年 3 月

山 口 県 防 府 市

防府農業振興地域整備計画書 目次

ページ

はじめに 防府農業振興地域整備計画について	3
1 防府農業振興地域整備計画の目的	3
2 防府農業振興地域整備計画見直しの経緯	3
第1 農用地利用計画	4
1 土地利用区分の方向	4
(1) 土地利用の方向	4
ア 土地利用の構想	4
イ 農用地区域の設定方針	5
ウ 農地の3区分に関する方針	6
(2) 農業上の土地利用の方向	7
ア 農用地等利用の方針	7
イ 用途区分の構想	9
ウ 特別な用途区分の構想	13
エ 農地の3区分に係る構想	13
2 農用地利用計画	別記
第2 農業生産基盤の整備開発計画	15
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	15
2 農業生産基盤整備開発計画	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
4 他事業との関連	17
第3 農用地等の保全計画	18
1 農用地等の保全の方向	18
2 農用地等保全整備計画	18
3 農用地等の保全のための活動	18
4 森林の整備その他林業の振興との関連	19
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	20
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	20
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	20
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	21

2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第5	農業近代化施設の整備計画	24
1	農業近代化施設の整備の方向	24
2	農業近代化施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	26
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	26
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	26
3	農業を担うべき者のための支援の活動	26
4	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	27
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	27
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	29
3	農業従事者就業促進施設	29
4	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第8	生活環境施設の整備計画	30
1	生活環境施設の整備の目標	30
2	生活環境施設整備計画	30
3	森林の整備その他林業の振興との関連	30
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	30
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） 農用地等保全整備計画図（付図3号） 生活環境施設整備計画図（付図6号）	
別記	農用地利用計画	33
	（1）農用地区域	33
	（2）用途区分	45

はじめに 防府農業振興地域整備計画について

1 防府農業振興地域整備計画の目的

農業振興地域は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）第6条に基づき、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業の効率化や近代化を総合的かつ効果的に推進することが適切と考えられる地域を、都道府県知事が指定するものであり、本市では、都市計画法に基づいて定められた市街化区域、大規模な森林地帯及び飛行場を除いた地域が「防府農業振興地域」に指定されている。

防府農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）は、農振法第8条に基づき、「防府農業振興地域」内における土地利用や農業振興の方向について定めた計画であり、国の基本指針や県の基本方針に従いつつ、おおむね10年先を見通し、農業上の土地の有効活用や農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、優良な農地を確保することを目的としている。

2 防府農業振興地域整備計画見直しの経緯

本市では、昭和49年8月に整備計画を策定し、以後、昭和63年2月と平成15年6月の見直しを経て、現在に至っている。

現行の整備計画は、直近の見直しから10年以上が経過しており、その後の農振法等改正や国の基本指針及び県の基本方針との整合性の確保が必要となった。

また、平成27年度から農振法第12条の2に基づく基礎調査を行った結果、各種農業施策の改廃や農業生産基盤整備の進捗状況の反映などが必要となった。

さらに、本市の都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」が平成30年4月に見直されたが、農振法第10条第1項により、本整備計画は、都市計画等との調和を保つ必要があるとされている。

以上の理由により、この度整備計画の見直しを行うこととした。

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

本市は、山口県の南部、瀬戸内沿岸のほぼ中央にあつて、東経 131° 27' ~131° 42'、北緯 33° 55' ~34° 09' に位置しており、東は周南市、北及び西は山口市に接し、南は周防灘に面し離島の野島に至っている。総面積は 189.37 km²で、東西 23.6 km、南北 30.0 kmにおよんでいる。

(イ) 自然的条件

本市の中央部は、内陸中国山地に源を発する佐波川の下流に発達した三角州と、旧藩時代に造成された干拓により、山口県下最大の防府平野を形成している。北部は中国山地が走り、東方には緩やかな傾斜の大平山が、西方には険しい山肌の右田ヶ岳が対照的にそびえている。南は瀬戸内海に臨み、江泊、田島の両半島及びこの中間に位置する向島によって、重要港湾三田尻中関港が形成されている。

気候は温暖な瀬戸内海型気候に属しており、水利は佐波川の豊かな水資源の恩恵を受けるとともに、ため池も数多く築造されている。

(ウ) 土地利用の現況

本市においては、昭和 48 年 3 月、総合的に農業振興を図るべき地域として、都市計画法上の市街化区域、大規模な森林地域及び飛行場を除いた地域が防府農業振興地域に指定された。現在の農業振興地域総面積は 6,556ha である。

農業振興地域内の土地利用の内訳は、農用地が 2,408ha (36.7%)、農業用施設用地が 14ha (0.2%)、森林・原野が 1,141ha (17.4%) で、残り 2,993ha (45.7%) が住宅地・工業用地・その他となっている。土地利用の推移をみると住宅地等は一貫して増加しているのに対して、農用地は減少の一途をたどっている (表 1 参照)。

(エ) 土地利用の方向と農用地等の確保について

本市では、人口減少や少子高齢化の進行などの社会環境の変化に的確に対応し、将来にわたり持続的に発展していく地域社会を構築するため、平成 23 年 3 月に「第四次防府市総合計画」を策定し、土地利用については、当該総合計画の基本構想で土地を持続的に活用するため、都市的・自然的土地利用の形態ごとに基本方針を定め、横断的な観点や相互の関連性に配慮しながら、適正かつ効率的な利用を進めることとしている。

この方針の中で、農業振興地域においては、優良農地の保全や農業基盤の整備をするなど農業生産性の向上を図るとともに、安定した食糧供給の確保に努めることとしている。また、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全等、農業の有する

多面的機能については、その機能が十分に発揮できるよう環境の保全に努めていく。

なお、農業振興地域内における土地利用の移動の目標については、表 1 のとおりとする。

表 1 農業振興地域内の土地利用の推移

【単位：ha、％】

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野 (混牧林地)		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
平成 17 年	2,509	38.3	13	0.2	1,141 (0)	17.4 (0.0)	548	8.4	35	0.5	2,310	35.2	6,556	100.0
現在 (平成 27 年)	2,408	36.7	14	0.2	1,141 (0)	17.4 (0.0)	600	9.1	43	0.7	2,350	35.9	6,556	100.0
目標 (平成 37 年)	2,329	35.5	16	0.2	1,141 (0)	17.4 (0.0)	645	9.9	50	0.8	2,375	36.2	6,556	100.0
増減	△ 79		2		0		45		7		25		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 2,408ha のうち、a から c に該当する農用地 1,777ha について、農用地区域を設定する。

- a 集团的に存在する農用地（農振法第 10 条第 3 項第 1 号）
10ha 以上の集团的な農用地（農振法施行令第 6 条）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）
区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗渠排水等、農業用排水施設の新設又は変更など
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地における農業上の利用を確保することが必要な土地（農振法第 10 条第 3 項第 5 号）
 - ・果樹等を地域の特産物とし、産地の形成上確保しておくことが必要な農地
 - ・高収益をあげている野菜や花きのハウス団地
 - ・多面的機能支払制度による農地維持活動などの対象地
 - ・中山間地域等直接支払制度の対象地域内で集落協定を締結している地域及び締結を予定している地域の農地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

なお、農用地区域に設定しない農用地であっても、経済事情の変動その他情勢の推移に応じて、当該土地の農用地としての優良性や整備の可能性を検討し、農用地区域として活用することが、その地域の効率的かつ総合的な農業振興に資すると判断できる場合には、農用地区域への編入を進める。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、次の a 又は b に該当する施設の用に供される土地について、農用地区域を設定する。

- a (ア) の農用地に介在又は隣接して設置されているものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの
- b 表 2 に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地

表 2 農用地区域に設定する土地改良施設用地

土地改良施設の名称	位置 (集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
排水機場	西浦	117.30 m ²	排水機
	新開作	172.50 m ²	排水機
	新開作第 2	285.00 m ²	排水機
	小島	114.40 m ²	排水機
	大道干拓	118.25 m ²	排水機
	華西	214.50 m ²	排水機

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、次の a 又は b に該当する施設の用に供される土地 14ha について、農用地区域を設定する。

- a (ア) の農用地に介在又は隣接して設置されているものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの
- b 表 3 に掲げる現存するおおむね 1ha 以上の農業用施設用地

表 3 農用地区域に設定する農業用施設用地

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積	農業用施設の種類
華城ライスセンター	華城	0.9ha	共同乾燥・調製施設
右田ライスセンター、研修・育苗センター	右田	0.9ha	共同乾燥・調製施設 育苗・研修施設

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況が森林、原野等である農用地については、原則として農用地区域の指定は行わないが、その地域の農用地の集団性を維持する上で必要な土地 35ha については、農用地区域に含むこととする。

ウ 農地の 3 区分に関する方針

(ア) 生産振興農地

農用地区域のうち、以下の a 又は b の要件を満たす農地について区分する。

- a おおむね 10ha 以上の集団的に存在する農地であって、高性能農業機械による営農に適した農地。
- b 土地改良事業(土地改良法第 2 条第 2 項)又はこれに準ずる事業で、以下の (a) ~ (e) のいずれかに該当するものの施行に係る区域内にある農地。
 - (a) 農業用排水施設の新設又は変更 (当該事業の施行により農業の生産性の向

上が相当程度図られると見込まれない土地は除く)

- (b) 区画整理
- (c) 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- (d) 埋立て又は干拓
- (e) 客土、暗渠排水その他の法第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる土地の改良又は保全のため必要な事業

※ ただし、比較的営農条件の悪い農地、及び国・県道又は区域内外を結ぶ市道沿いにおいて相当規模で非農業的土地利用が行われている地域の農地は除く。

(イ) 多面的機能維持農地

農用地区域のうち、生産振興農地以外のものについて区分する。

これらの農地は、中山間地域をはじめ、小規模・未整備農地や傾斜地であること等により生産条件が生産振興農地と比べて不利な農地である。そのため、農業生産に加えて、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全といった農業のもつ多面的機能を十分かつ適正に発揮するための農地として利用する。

(ウ) 生産・生活農地

農業振興地域内の農用地区域外の農地について区分する。

これらの農地は、住宅や道路、山林等の間に介在する農地が多く、非農業的土地利用との調整を図りながら、農家による農業生産に加えて非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成等の農業的土地利用を行う。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

現在の農用地区域内の農用地等 1,826ha の利用状況は、農地 1,738ha、採草放牧地 39ha、農業用施設用地 14ha、森林・原野等 35ha である。農業経営は、水稻を基幹作物とし、麦、野菜（露地・施設）、花き（露地・施設）、みかん、肥育牛、酪農等を結合した複合経営が主流である。

近年、主食用米の需要が減少する中で、主食用米から飼料用米・加工用米への切り替え、高収益の見込める畑作物への転作など、営農の複合化や規模拡大、効率化、安定化を図る必要がある。

上記を踏まえ、平成 37 年の農用地区域内農地の確保目標面積を 1,734ha に設定する。この目標を達成するためには、農業振興地域制度を適正に運用して農地の非農業的土地利用のための転用を最小限に抑え、農地の利用集積を進めることで、優良な農地を確保していく必要がある。

表4 農用地区域内の土地利用の見通し

【単位：ha】

区分	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況 (H27)	将来 (H37)	増減	現況 (H27)	将来 (H37)	増減	現況 (H27)	将来 (H37)	増減
旧防府 (A)	448	447	-1						
右田 (B)	243	243	0						
富海 (C)	81	81	0						
大道 (D)	638	637	-1						
小野 (E)	328	326	-2	39	39	0			
計	1,738	1,734	-4	39	39	0	0	0	0

区分	農業用施設用地			森林・原野等※			計		
	現況 (H27)	将来 (H37)	増減	現況 (H27)	将来 (H37)	増減	現況 (H27)	将来 (H37)	増減
旧防府 (A)	4	5	1	18	18	0	470	470	0
右田 (B)	2	2	0	4	4	0	249	249	0
富海 (C)	0	0	0	4	4	0	85	85	0
大道 (D)	7	7	0	7	7	0	652	651	-1
小野 (E)	1	2	1	2	2	0	370	369	-1
計	14	16	2	35	35	0	1,826	1,824	-2

※ 森林・原野等は、再生が困難な荒廃農地のうち、農用地区域の集団性の維持のため、農用地区域に含むこととした土地を含む。

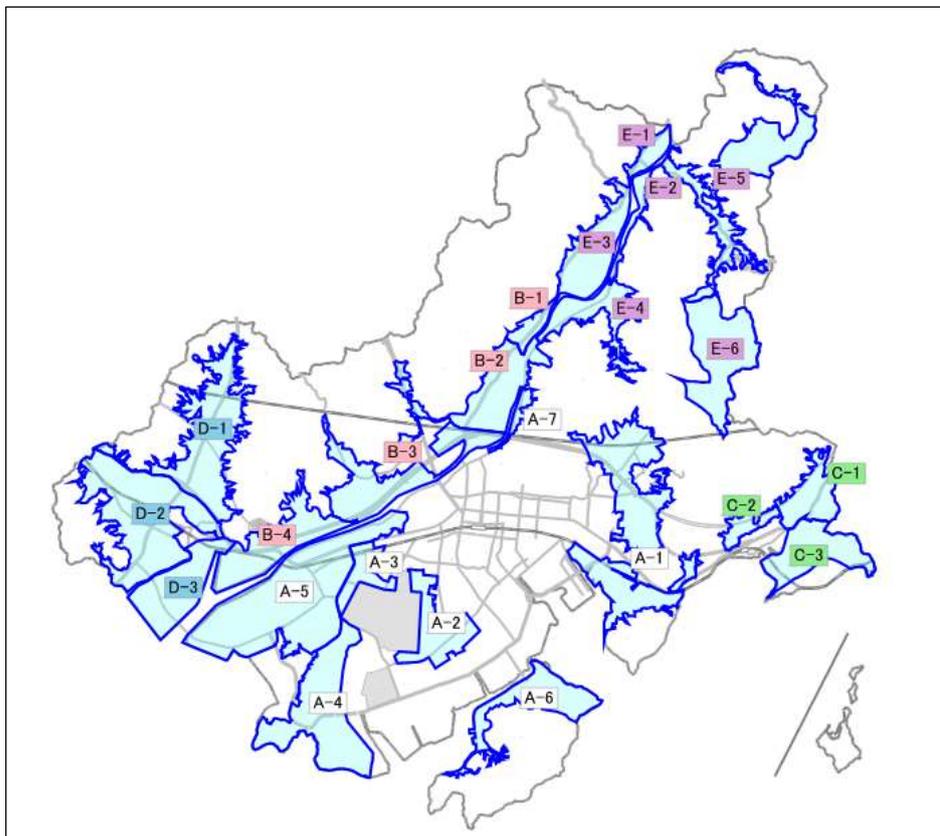
イ 用途区分の構想

本計画では、表 5 のとおり区分した地区ごとに農業上の用途区分の構想を示している。

表 5 地区の区分について

地区名	地区記号・番号	該当地区名	地区名	地区記号・番号	該当地区名
旧府府 (A)	A-1	浮野、木部	大道 (D)	D-1	切畑、小俣、岩淵
	A-2	寺開作、上地		D-2	大原、木床、上り熊、下津令、岡条、大道開作
	A-3	汐合		D-3	上田開作、真鍋開作、大道干拓
	A-4	丸山、半田、小茅	小野 (E)	E-1	中山
	右田 (B)	A-5		前開作、西開作、新開作、鹿角開作、西浦干拓	E-2
B-1		和田峪、田ノ口北部		E-3	奈美、鈴屋
B-2		上河原、唐臼、田ノ口南部、沖田ノ口、新町		E-4	真尾
B-3		江良、居合		E-5	久兼
富海 (C)	B-4	川開作、小島		E-6	大平山
	C-1	戸田山、石原	※A-6、A-7は農用地区域の指定なし		
	C-2	梶野			
	C-3	新開作			

(図 地域区分図)



(ア) 旧防府地区 (A)

A-1 (浮野、木部)

牟礼地区の東部、大平山南西部分の緩傾斜地に広がるおよそ 14ha の農用地は、農業構造改善事業によって整備された樹園地であり、主として温州みかんが栽培されており、一部で荒廃が進んでいるが、荒廃農地の再生に努め、樹園地として利用を図る。

A-2 (寺開作、上地)

自衛隊北基地の東側と市街化区域との間に広がるおよそ 48ha の農用地は、区画整理・農道・用排水路の整備が進んでおり、主に水田として、一部は露地野菜の畑として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

A-3 (汐合)

自衛隊北基地の西側と県道防府環状線及び県道中ノ関港線の間広がるおよそ 11ha の農用地は、主に水田として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

A-4 (丸山、半田、小茅)

西浦地区の東部から中関地区へまたがる田島山山麓の緩傾斜地は、農業構造改善事業により造成された樹園地およそ 63ha があり、温州みかんが栽培されている。担い手の高齢化や後継者不足に伴い、一部で荒廃が進んでいるが、新たな担い手の確保に努め、樹園地としての利用を図る。

A-5 (前開作、西開作、新開作、鹿角開作、西浦干拓)

西浦地区から華城地区にかけての佐波川の左岸側河口域は、旧藩時代と昭和 42 年完成の干拓地であって、広さはおよそ 330ha である。主に水田や土地利用型作物の畑として、また酪農や肉用牛の畜産用地としても利用されている。担い手への集積を進め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

(イ) 右田地区 (B)

B-1 (和田峪、田ノ口北部)

右田地区東部の県道防府徳地線の両側に存在する平坦な農用地、およそ 23ha については、主に水田として利用されている。日本型直接支払制度等の活用や農業生産基盤整備等の検討を進め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

B-2 (上河原、唐臼、田ノ口南部、沖田ノ口、新町)

上右田地区の県道防府徳地線と佐波川との間に広がる農用地、およそ 82ha については、主に水田として、一部がキュウリ、トマト等の施設園芸用地として利用さ

れている。宅地化の進展により、営農環境が厳しくなっている地域があるが、農用地の保全・確保に努めるとともに、農業生産基盤の整備等の営農環境の改善に向けての検討を進め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

B-3 (江良、居合)

ため池の水系に属し、市道中塚台ヶ原線の南北に存在する農用地およそ 63ha は、主に水田として利用されている。担い手の高齢化や後継者不足により、荒廃が進んでいる地域が見られるため、担い手の確保と農地の利用集積を図り、主に水田として利用を図る。

B-4 (川開作、小島)

佐波川の右岸側河口域と横曽根川に挟まれたおよそ 79ha の農用地は、そのほとんどが水田及びゴボウ等の畑として利用されているほか、一部は花きの施設園芸用地としても利用されており、引き続き現況用途での土地利用を図る。

(ウ) 富海地区 (C)

C-1 (戸田山、石原)

市の東部で、周南市との境界の緩傾斜地に存在する、およそ 56ha の農用地は、主に水田として利用されているほか、戸田山地区においては施設園芸用地や果樹栽培用地として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

C-2 (梶野)

富海地区北西部の緩傾斜地帯に広がるおよそ 13ha の農用地は、温州みかん栽培のための樹園地として農業構造改善事業により造成・整備されたものであるが、近年担い手の高齢化や後継者不足に伴い荒廃が進んでいる。担い手の確保と農地の利用集積を図り、樹園地として利用を図る。

C-3 (新開作)

富海地区の南部、富海湾に面した農用地およそ 16ha は、旧藩時代に造成されたが、農業生産基盤が未整備のため耕作条件が悪く、荒廃が進んでいる。近年、放牧による農地の再生や地域ぐるみの農地維持活動が取り組みされており、引き続き活動の継続を促進し、主に水田として利用を図る。

(エ) 大道地区 (D)

D-1 (切畑、小俣、岩淵)

横曽根川流域に広がる農用地 260ha は、農業生産基盤の整備が進められており、主に水田として、一部はイチゴやレザーファンの施設園芸用地として利用されている。農事組合法人や営農組合が設立され、担い手による農地の集積及び農作業の受

委託が行われており、法人等を中心として、引き続き現況用途での土地利用を図る。

D-2（大原、木床、上り熊、下津令、岡条、大道開作）

大道地区の西部、県道宇部防府線の西側に広がるおよそ 192ha の農用地は、その水利のほとんどをため池に依存している。農地は主に水田として、一部はレザーファン等の施設園芸用地として利用されている。

木床地区、上り熊地区ではほ場整備が完了し、現在下津令地区ではほ場整備が進められている。農事組合法人への農地の集積を進め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

D-3（上田開作、真鍋開作、大道干拓）

佐波川の右岸側河口域の干拓地およそ 193ha については、農業生産基盤の整備がほぼ完了しており、主に水田として利用され、営農組合などによる農地の集積も進んでいる。水田の高機能化を進め、高収益につながる畑作を取り入れながら、引き続き現況用途での土地利用を図る。

(オ) 小野地区 (E)

E-1（中山）

佐波川右岸で市最北部に位置し、佐波川と県道防府徳地線に囲まれた平坦な農用地およそ 30ha は、主に水田として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

E-2（和字）

佐波川左岸で市最北部に位置し、佐波川と県道三田尻港徳地線に囲まれた平坦な農用地およそ 12ha は、主に水田として利用されている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

E-3（奈美、鈴屋）

佐波川と県道防府徳地線に挟まれた地域に広がる、およそ 120ha の平坦な農用地で、主に水田として利用されている。

近年では、小野土地改良区などを中心に、農地の集積化や生産性の向上に向けての整備を目指し、農業生産基盤整備の実施に向けた協議が行われている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

E-4（真尾）

小野地区南部で佐波川左岸のおよそ 78ha の農用地は、佐波川寄りの平坦部と山側の緩傾斜地よりなっていて、主に水田として利用されている。担い手の高齢化が進んでいるが、中山間地域等直接支払制度を活用する集落協定組織等により棚田の保全管理が行われている。引き続き現況用途での土地利用を図る。

E-5 (久兼)

佐波川の左岸で、その支流の久兼川流域に広がるおよそ 90ha の農用地は、その大部分が中山間地域の棚田であり、農事組合法人や集落協定組織により、農地の集積や保全管理が行われている。棚田の保全に努め、引き続き現況用途での土地利用を図る。

E-6 (大平山)

大平山の山頂付近で昭和 50 年までに造成された採草放牧地およそ 39ha は、主に畜産用地として利用されており、一部は、大平山市民農園として利用している。引き続き現況用途での土地利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし。

エ 農地の 3 区分に係る構想

(ア) 生産振興農地

農業生産を効率的に拡大するための農地として引き続き有効利用を図る。これらの農地は、農用地区域の中でも特に生産性の高い農地であり、将来にわたり農業生産を効率的に拡大することに適している。そのため、農地の流動化対策や各種農業施策の実施によってその保全・確保を図り、極力農業以外の目的での利用を行わない。該当する地域は次のとおり。

a 西浦干拓、新開作、鹿角開作 (A-5)

西浦干拓の県道防府環状線より北側の農地。新開作の県道防府環状線及び市道新開作東線に囲まれた範囲の農地。鹿角開作の県道防府環状線北側で市道泥江潮合線と市道新地小行司線の間農地。

上記の範囲のうち、一部道路沿いを除いたおよそ 187ha の農地は佐波川水系（佐野堰、総合堰）に属しており、農道や用排水設備も比較的整備されているため、大型機械による営農が可能である。

引き続き優良農地として利用を図る。

b 川開作、小島 (B-4)

市道遠ヶ崎小島線の沿線 30m を除く、川開作及び小島地区の農地およそ 70ha は、佐波川水系（佐野堰）に属している。小島地区は、昭和 54 年からの土地改良総合整備事業により用排水路と農道が整備され、昭和 61 年からの湛水防除事業では排水機場が整備され、営農の近代化も図られた。現在は水田、畑、施設園芸用地として利用されており、引き続き優良農地として利用を図る。

c 切畑、小俣、岩淵 (D-1)

大道地域を縦断する横曾根川流域に広がる、ほ場整備施行地の農地およそ 215ha は、各地域のため池の水系に属し、水田や施設園芸用地として利用されている。現

在、各地区の農事組合法人や営農組合により農地の集積や農作業の受委託などが積極的に進められている。法人等に利用集積を進め、引き続き優良農地として利用を図る。

d 上り熊、下津令、木床（D－2）

大道地区西部、県道山口防府線の西に広がる、ほ場整備施行地の農地およそ 100ha はため池の水系に属している。ほ場整備により、大区画化や用排水路の整備が行われた農地は、主に水田又は施設園芸用地として利用され、農事組合法人による農地の集積や農作業の受委託などが行われている。引き続き法人を中心とし、優良農地として利用を図る。

e 上田開作、真鍋開作、大道干拓（D－3）

大道地区南部、上田開作、真鍋開作、大道干拓のほ場整備施行地のおよそ 187ha の農地は佐波川水系（佐野堰）に属している。比較的広い区画のほ場は主に水田として利用されている。大道干拓では営農組合により農作業の受委託などが行われている。引き続き優良農地として利用を図る。

(イ) 多面的機能維持農地

農業生産に加えて多面的機能を十分かつ適切に発揮するための農地として引き続き土地利用を図る。

(ウ) 生産・生活農地

非農業的土地利用との調整を図りながら、農業生産に加えて非農家による農作物の生産活動や生活空間の景観形成等のための農地として引き続き土地利用を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農地の大半は、佐波川流域に開けた平地に広がる水田であり、市全体の経営耕地面積 1,097ha のうち 1,006ha が水田である。

その他の地域についても緩やかな傾斜地にあつて、農業生産基盤の整備により生産性の高い農業の展開が可能である。また、緩傾斜地の山麓地帯には農業構造改善事業により造成開発された樹園地が分布している。

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農家戸数、農業従事者経営面積が減少傾向にある。そのため、農業生産基盤の整備によって営農条件を改善するとともに、地域農業の担い手や集落営農法人等の育成及びこうした担い手への農地の集積を促進する必要がある。

このことから、本市の農業生産基盤の整備・開発にあたっては、地域住民の意向や地域の実情を踏まえ、地域の特性を生かした計画を策定するとともに、農業生産性の向上と農地の効率的な利用を促進する。

以上の基本方針に基づき、各地区の整備開発計画は、以下のとおりである。

(1) 旧防府地区 (A)

本地区の農用地区域は、西部の平坦地を中心とする水田地帯と、東部及び南西部の緩傾斜地に造成された樹園地に大別される。

東部及び南西部の樹園地は、農業構造改善事業により既に園地及び基幹道路が整備済みであるが、担い手の高齢化や後継者不足で荒廃が進んでいるため、樹木の更新や担い手への園地の集積を促すことで、営農条件の改善を図る。

西部の水田地帯のうち西浦の開作・干拓地は、土地改良総合整備事業により用排水路・農道が整備されているため、農地の利用集積を進めて農作業の効率化を図る。中関・華城地区は、総合的な整備が遅れており、農道、用排水路の整備をすることにより優良農地の確保に努める。

(2) 右田地区 (B)

本地区の農用地区域は、佐波川右岸流域に開けた平坦な水田地帯であり、上右田の東部地域と大崎の中部地域、佐野の西部地域に大別される。西部地域では土地改良総合整備事業により水路や排水機場の整備が行われているが、それ以外の地域ではほ場整備等が行われていない。

今後は、東部地域については、ほ場整備の実施について地元の意向を確認し、要望があれば順次整備を行う。中部、西部地域については、農道、用排水路等の整備により、営農条件の改善や更なる高機能化を図る。

(3) 富海地区 (C)

本地区の農用地区域は、南部の開作地にある平坦な水田地帯と西部の緩傾斜地に造成された樹園地地帯、北東部の緩傾斜地に広がる棚田地帯に大別される。

全体的に農業生産基盤整備の遅れが目立ち、大型機械による作業を阻害する要因となっているため、農道、用排水路の整備を実現し、効率的な営農が可能な条件整備を行う。

西部の樹園地は、農業構造改善事業により、既に園地及び基幹道路が整備済みであるが、担い手の高齢化や後継者不足で荒廃が進んでいるため、樹木の更新や担い手への園地の集積を促すことで、営農条件の改善を図る。

(4) 大道地区 (D)

本地区の農用地区域は、開作・干拓の平坦な南部地域と、河内川流域に広がる中部地域、及び横曽根川流域に広がる北部に大別される。

北部及び南部地域については、農業生産基盤の整備がおおむね完了しており、上田・真鍋開作では更なる高機能化が進められている。中部については、現在下津令地区において経営体育成基盤整備事業によるほ場整備が進められている。

今後は、中部地域については大道土地改良区を中心にほ場整備の実施について各地区の取りまとめを行い、要望があれば、順次整備を行う。また、南部地域の用水改良、農道整備については、佐野堰土地改良区を中心に検討を行う。

(5) 小野地区 (E)

本地区の農用地区域は、佐波川流域に開けた平坦な水田地帯と山間部の棚田地帯に大別される。

全体的に農業生産基盤の整備は遅れているが、佐波川右岸側中部地域の奈美地区において経営体育成基盤整備事業によるほ場整備が計画されている。

今後は、小野土地改良区を中心にほ場整備の実施について各地区の取りまとめを行い、要望があれば順次整備を行う。

2 農業生産基盤整備開発計画

表 6 農業生産基盤の整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
区画整理	区画整理 A=52.4ha	下津令	52.4	1	経営体育成基盤整備事業 (下津令)
	区画整理 A=30ha	奈美	30	—	経営体育成基盤整備事業 (奈美)
暗渠排水 農道整備	暗渠排水 L=75.2m 農道整備 L=7,770m	上田開作 真鍋開作 大道干拓	75.2	2	経営体育成基盤整備事業 (上田真鍋)

※奈美地区の区画整理は、対象農地の選定が終わっていないため、付図への表記不可。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、自然環境の保全、災害の防止、保健休養の場の提供等、公益的機能の面において重要な役割を果たしている。

そこで、森林の適切な管理によって災害や鳥獣被害の抑制を図り、農業生産基盤整備の効果を最大限発揮できる農村環境の確保につなげる。

4 他事業との関連

本市の総合計画その他諸計画に基づいて実施される事業との整合性を図りながら農業生産基盤の整備等を進める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地については、農業生産活動を通じた食糧の安定供給に加え、自然環境の保全や水源のかん養、良好な景観の形成といった多面的機能が発揮される。農道や用排水路等については、このような農業の有する多面的機能を発揮する上で重要な役割を担っており、農用地とともに良好な状態で維持・保全し、かつ有効利用を図ることは極めて重要となっている。

本市の農地は、海岸部においてはそのほとんどが干拓地であり、農地や集落の水害防止と排水機能の向上のため、堤防や排水機場の整備が進められており、今後も引き続きそれらの整備・保全管理に取り組んでいく。他の地域においては、多くのため池が大小様々に点在しており、農業用水の確保だけでなく、農地や集落の安全確保のためにも、老朽ため池や危険ため池などの改修などを推進していく。

一方で、本市の農家1戸あたりの耕作面積は53.2aと小さく、農業者の兼業化や高齢化が進み、耕作放棄地、不作付地などの遊休農地が増加している。

さらに、農村部における過疎化や高齢化、混住化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられていた農地や水路、農道等の維持管理が困難になることが危惧されるため、地域ぐるみでの保全活動の必要性が高まっている。

本市では、農用地等の保全と有効利用に向けて効率的・安定的な農業経営を確立するため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用などにより、地域一体となって農地や土地改良施設等を保全し、農用地等の適正な維持・管理を図るとともに、地域農業の担い手や集落営農法人等の育成及びこうした担い手への利用集積、集落による営農活動を推進する。

2 農用地等保全整備計画

表7 農用地等保全に係る施設の整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農用地等保全施設整備	ため池整備1箇所 堤体工、余水吐工一式	上木部	22.1ha	1	ため池等整備事業 (大谷口)
農用地等保全施設整備	ため池整備1箇所 堤体工、余水吐工一式	下坂本	25.1ha	2	ため池等整備事業 (上洗川)

3 農用地等の保全のための活動

遊休農地に関しては、毎年、農業委員会が農地利用状況調査を実施しており、自ら耕作するか、貸し付けるか等の利用意向調査を行っている。

また、農地を保有するために必要な下限面積を、農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定に基づいて引き下げており、農業経営に参入しやすくしている。

農地の有効活用や規模拡大による生産性の高い農業経営実現のため、農地中間管理機構を活用して農地の利用集積に積極的に取り組み、新規就業者への農地確保、集落営農法人など担い手への農地の集積を図る。

さらに、農業の有する多面的機能を発揮するための適切な保全管理の推進を図るため、農地・水路・農道等地域資源の保全管理や施設の長寿命化を行う地域の共同活動を支援する多面的機能支払制度の活用を推進する。

中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落協定による農用地保全活動を推進する。

農作業受委託については、集落営農法人や集落協定組織、農業公社などが中心となって実施する。

耕作放棄地については、農地の利用集積の促進や地域ぐるみの農用地等保全活動の推進、「山口型放牧」実施の支援などにより、その発生抑制及び解消に取り組む。

有害鳥獣等被害については、地元や関係機関と連携しながら被害の実態把握や駆除・捕獲等の実施に努めると共に、鳥獣等の生態に応じた効果の高い施策を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、自然環境の保全、災害の防止、保健休養の場の提供等、公益的機能の面において重要な役割を果たしている。

そのため、森林の公益的機能の重要性などについての啓発を図りながら、植栽・保育・森林病虫害防除等の森林整備や林道の整備を推進することで適切に管理し、災害や農地の荒廃、鳥獣被害などの抑制につなげ、農村環境の保全を推進していく。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営のためには、規模拡大のための農地の集積と、収益性の向上を図ることが必要である。

本市では、効率的かつ安定的な農業経営のため、平成26年9月に策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」において、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得の目標をおおむね320万円程度と設定した。この水準を満たす営農計画を策定した担い手を「認定農業者」とし、農地の利用集積を進めるとともに、農業生産基盤の整備や集落営農法人の設立といった営農条件の整備を図る必要がある。

また、近年、食品安全や環境保全に配慮した農作物への需要が高まっており、持続可能な農業を実現するための取組である生産工程管理（GAP）等の導入により、安全で付加価値の高い作物の生産を拡大する必要がある。

本市の農業経営形態は、水稲作を中心とした複合経営であることから、水稲など土地利用型作物の栽培において、情報通信技術（ICT）などの高度な技術等の導入による省力・低コスト化を進めるとともに、地域の現状に合わせて都市近郊農業、施設花き、施設野菜などに取り組み、収益性の高い安定的な農業経営に誘導する。

そのための営農類型、目標規模等は表8のとおりとする。

表8 効率的かつ安定的な農業経営の目標

営農類型		目標規模	作付品目構成			
個別経営体	土地利用型単一経営 水稲	8.3ha	水稲	8.3ha	作業受託	(4.0ha)
	土地利用複合型経営 水稲+麦	8.7ha	水稲 小麦	5.0ha 3.7ha	作業受託	(3.0ha)
	土地利用複合型経営 水稲+露地野菜(タマネギ+ハクサイ)	8.1ha	水稲 タマネギ	5.0ha 2.0ha	ハクサイ	1.1ha
	土地利用複合型経営 水稲+露地野菜(タマネギ+白ネギ)	4.4ha	水稲 タマネギ	3.0ha 1.4ha	白ネギ	(1.3ha) ※水稲の裏作
	土地利用複合型経営 水稲+施設野菜(ホウレンソウ・シュンギク等)	4.0ha	水稲	3.0ha	ホウレンソウ・シュンギク等	1.0ha
	施設型単一経営 イチゴ	0.3ha	イチゴ (高設栽培)	0.3ha		

	施設型単一経営 カーネーション	0.3ha	カーネーション	0.3ha		
	施設型単一経営 レザーフアン	0.8ha	レザーフアン	0.8ha		
	露地型単一経営 みかん	1.3ha	早生温州	0.3ha	中生温州	0.2ha
			普通温州	0.6ha	普通温州 (マルチ方式)	0.2ha
	畜型複合経営 肉用牛+水稲+ 飼料作物	4.3ha	肉用牛	75 頭	水稲 飼料作物	2.3ha 2.0ha
	畜型複合経営 乳用牛+水稲+ 飼料作物	3.1ha	搾乳牛	30 頭	乳産肥育	6 頭
			子牛(雄)	12 頭	水稲	1.8ha
			子牛(雌)	12 頭	飼料作物	1.3ha
組織 経営 主体	施設型単一経営 カーネーション	1.0ha	カーネーション	1.0ha		
	土地利用複合型経営 水稲+飼料作物+麦 類	40.0ha	水稲 飼料作物	22.0ha 5.0ha	麦類	13.0ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農家戸数の減少が進む中、経営耕地面積の規模が 1ha 以上の農家の割合は 12.6% であり、平成 17 年の 11.2% と比べると増加している。これを 2ha 以上に限定すると、平成 17 年の 2.9% に対して、現在は 5.2% であり、大規模かつ効率的な農業経営を営む者の農用地の利用が増えてきている。

このような状況を踏まえ、将来にわたって農用地として利用すべき地域である農用地区域を明確にし、非農業的土地利用への転用を抑制し、農業生産基盤の整備促進を図りつつ、加工用米や施設野菜など高収益の見込める作付品目の導入によって認定農業者や集落営農法人の育成を進め、農地の利用集積や農作業の共同化、農作業受委託の促進を図っていく。

以下、次に掲げる事項を重点施策として取り組む。

ア 作付品目の指導により、現在主として水稲+麦、水稲+タマネギ（ハクサイ）、水稲+飼料用米（加工用米）の 3 分類による土地利用が行われているが、近年、主食用米の需要が減少しているため、高収益が見込める作付品目・品種の導入で経営を安定させる必要がある。例として、加工用米の取り組みによる転作対応、麦・飼料用米の推進と団地的取り組み、施設園芸作物（野菜・花き）への誘導、露地野菜の産地指定の面積維持等が挙げられる。

これらの取り組みにおいては、栽培面・販売面での課題が多く、関係機関による

栽培指導、地産地消の推進及び産地化に取り組むことで改善を図る。

また、米の生産調整廃止等、国の制度改正により、米の販売は競争の激化が予想される。このため、地域に適した品種や需要のある結びつき米の品種を作付するとともに、栽培管理を徹底し、収量と品質の向上を目指す。

イ 農用地の効率的利用促進については、ほ場整備が完了した地区と未整備の地区での利用形態別の計画とする。

整備完了地区では、集落営農法人や担い手への農地集積を図るとともに、経営の複合化やコスト削減等に取り組む。未整備地区では、農作業の省力化及び効率化に重点を置き、農地の保全を図る。

ウ 農地の流動化については、農地中間管理機構を活用し、担い手への利用集積を進めることで、農家の経営規模拡大や農地の団地化を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 集落営農法人等の支援対策

大道地区では、3つの集落営農法人が設立され、農地の集団化や農作業の受委託などが積極的に進められている。また、中山間地域である久兼地区においても集落営農法人が設立され、中山間地域等直接支払制度を活用した集落協定による棚田の保全活動に取り組んでいる。

以上を踏まえ、各地域において、地域の農業を守るための自主的な話し合いの気運醸成に努めながら、農作業の受委託や機械・施設等の効率的利用を促進するとともに、農地や農道、用排水路等を地域で保全・管理する取組を支援していく。その中で、土地改良区などを中心として農業生産基盤整備の実施を検討しながら、集落営農法人への法人化も視野に入れ、農業生産基盤や組織の強化を図る。さらに、集落営農法人をはじめとする法人経営体の育成を進め、経営の複合化や多角化、法人間の連携による経営基盤の強化を図る。これにより、ロボット技術や情報通信技術（ICT）などの高度な技術を活用したスマート農業や、農業生産工程管理（GAP）を実践できる人材の確保も可能となり、技術や人材を活用した省力化・高品質化を進める。

(2) 農用地の利用集積の促進対策

農地中間管理機構等の農地集積・集約化対策事業の利用促進や農業委員会の農地の売買、貸借等の斡旋により、農業経営規模の拡大に寄与し、地域の担い手の育成と農地の有効利用を促進する。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査を踏まえ、農地利用の最適化に向けた活動を積極的に行う。

(3) 農作業の受委託の促進対策

農家の高齢化や作業者の不足により、農作業の負担が増大していることから、農作業の負担軽減を図るため、農作業の受委託の体制を拡充する必要がある。作業の受託は、作業機械や作業員の確保が可能な農業公社や集落営農法人等により行い、農作業

の受委託の拡大・ニーズのマッチングを図る。

(4) 農業生産組織の育成対策

生産組織は現在作付品目ごとに組織されているが、今後、生産量の維持や統一ブランド規格の確立、生産組織の活性化等の観点から、既存生産組織の再編などを検討する。

(5) 地力の維持増進対策

土壌条件に合わせた土壌改良資材の適正な投入、畜産農家と耕種農家の連携による有機質資源の有効活用、稲わら等農産物残さ及び山野草のほ場還元による調和の取れた土作りを促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市における農畜産物の生産から出荷にかけての農業近代化施設の整備は、おおむね完成されてきている。今後は、作付品目ごとに必要と考えられる施設の導入について支援するとともに、既存の施設をより効率的・効果的に活用していく必要がある。

生産面では、集落営農法人等により、効率的な機械施設の共同利用を促進し、農作業の効率化・省力化を図る。集出荷面においては、共同して収穫したものを地域の拠点にある集出荷施設に集荷し、一括して貯蔵・保管、又は出荷する。

(1) 水稲

集落営農法人や集落営農組織などにおいては、引き続き農業用機械の共同利用による省力化・合理化を図っていく。

また、乾燥・調製については、各地域のライスセンター等を利用し、良質米の安定供給体制確立を図る。

(2) 野菜

野菜については、品目を絞って産地化を目指すとともに、安定した生産・出荷に必要なパイプハウスや冷蔵施設等の導入を促進する。

国指定野菜のタマネギについては、栽培面積を確保するためにも、集落営農法人等の単位での機械化一貫体系を確立することで、農作業の更なる効率化・省力化を図る。

(3) 果樹

みかんについては、マルチ栽培を行う地域ブランド「天神みかん」を核に高品質みかんの安定生産に努めるとともに、既存の集出荷施設を活用し、消費者ニーズに対応した生産及び供給を促進する。

(4) 花き

本市は県内有数の花き産地であるが、担い手が減少しており、今後、担い手の確保と同時に、パイプハウス等の栽培管理施設の整備を検討する必要がある。既存の集出荷施設を拠点とし、生産拡大と市場への安定供給を目指すとともに、花きの品質確保と消費者ニーズに対応した供給を促進する。

(5) 畜産

宅地化の進展で家畜飼養施設との距離が縮まっており、家畜飼養環境の改善（排せつ物処理等の環境問題）が必要になっている。そのため、排せつ物処理に伴う悪臭や水質汚濁など、環境保全に配慮した施設の導入を促進するとともに、生産した堆肥を周辺農家に提供し、耕畜連携体制の推進を図ることで、地域と共存できる畜産を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

特になし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者の支援については、山口県立農業大学校や指導農家の協力のもと、市、山口県山口農林水産事務所及び防府とくち農業協同組合（平成31年4月から山口県農業協同組合。以下、同じ。）が連携して、募集から就農まで一貫した支援を行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

特になし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農者の支援として、経営や技術については、山口県山口農林水産事務所、山口県立農業大学校、防府とくち農業協同組合、指導農家と連携し指導を行う。資金については、防府とくち農業協同組合を窓口とした制度資金の融資や国の農業次世代人材投資事業などにおける申請手続きを支援する。農地については、農業委員会や農地中間管理機構と連携し、農地の貸借を支援する。

また、就農にあたって必要となる機械や施設の整備については、国の経営体育成支援事業や県や市の新規就農支援事業による支援を行い、加えて、防府とくち農業協同組合の生産部会と連携し、積極的に産地化を進める品目に対して、新たな機械や施設の導入支援を検討する。

また、山口県の農業試験場及び林業指導センターが山口県立農業大学校に移転・統合され、先端技術の開発と、高度な技術を持つ即戦力人材の育成に一体的に取り組む「農林業の知と技の拠点」が形成されることから、新たな拠点と連携し、新規就農希望者等の確保・受入れ、担い手の育成・定着を促進する。さらに、集落営農法人等の経営基盤の強化を支援し、法人等の雇用機会を拡大することによって、山口県立農業大学校で教育を受けた、高度な技術と経営力を持つ人材を就農・定着に結び付ける。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の平成27年の農家戸数は1,955戸で、平成17年の2,888戸に比べ約3割減少している。また、兼業農家は全体の85%、1,660戸で、農家全体に占める割合は横ばいで推移している。

また、本市は瀬戸内臨海工業地帯の一角を占め、製造業を中心とする県内でも有数な工業都市の一面を有している。

近年、景気回復と生産年齢人口の減少の中で、雇用形態や職種によっては人材不足が顕著な状況となっている。また、求職者と求人職種のミスマッチが起こるなど、需要と供給のバランスが取れていない状況も見受けられる。

このような状況を踏まえ、今後、担い手へは農地の集積及び農業経営の規模の拡大を進める一方で、市、関係機関、市内企業が連携を密にし、兼業農家の安定就業を促進するとともに、農業分野における就業機会を創出する。

表9 農業従事者の他産業就業の状況

【単位：人】

区分		従業地								
I	II	防府市内			防府市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	林業・狩猟業	7		7	7		7	14		14
	漁業・水産養殖業	1	1	2				1	1	2
	鉱業	1		1	3		3	4		4
	建設業	149	11	160	44	7	51	193	18	211
	製造業	300	74	374	109	35	144	409	109	518
	卸売業・小売業	40	12	52	44	7	51	84	19	103
	金融保険業	67	12	79	7	3	10	74	15	89
	不動産業	12		12				12		12
	運輸通信業	81	11	92	22	15	37	103	26	129
	電気ガス水道熱供給業	26	1	27	22	14	36	48	15	63
	サービス業	259	86	345	109	15	124	368	101	469
	公務	232	37	269	72	35	107	304	72	376
計		1,175	245	1,420	439	131	570	1,614	376	1,990

(表 9 の続き)

区分		従業地								
I	II	防府市内			防府市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
自営兼業	林業・狩猟業	1		1				1		1
	漁業・水産養殖業	4	1	5				4	1	5
	鉱業									0
	建設業	56	10	66	8		8	64	10	74
	製造業	46	8	54	1		1	47	8	55
	卸売業・小売業	56	10	66	1		1	57	10	67
	金融保険業	18	1	19				18	1	19
	不動産業	37	8	45				37	8	45
	運輸通信業	1	1	2	4		4	5	1	6
	電気ガス水道熱供給業	8	8	16	4		4	12	8	20
	サービス業	56	27	83	8		8	64	27	91
	公務									0
計		283	74	357	26	0	26	309	74	383
出稼ぎ	全業種									0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇・臨時雇	林業・狩猟業	7		7				7		7
	漁業・水産養殖業									0
	鉱業	1		1				1		1
	建設業	40	3	43	16		16	56	3	59
	製造業	38	3	41	8		8	46	3	49
	卸売業・小売業	55		55	8		8	63		63
	金融保険業	7		7				7		7
	不動産業									0
	運輸通信業	31		31	16		16	47		47
	電気ガス水道熱供給業	3		3	8		8	11		11
	サービス業	142	22	164	1	8	9	143	30	173
	公務	23	1	24				23	1	24
計		347	29	376	57	8	65	404	37	441
総計		1,805	348	2,153	522	139	661	2,327	487	2,814

※上表の数値については、山口農林水産統計年報（平成 26 年～27 年）及び基礎調査に基づき推計したものである。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

他産業への就業希望者については、市、防府とくち農業協同組合、防府商工会議所、公共職業安定所等関係機関や市内企業との連携を密にし、新たな求人の掘り起こしを行う。さらに、山口県の農業試験場及び林業指導センターが山口県立農業大学校に移転・統合され、「農林業の知と技の拠点」が形成されることから、拠点が所在する市としての強みを活かし、農林業関係企業の誘致につなげていく。

また、地元の農業生産物の消費拡大のための拠点となる直売所などの地域資源を活用した取組を促進し、新たな雇用の場の創出を目指す。

3 農業従業者就業促進施設

特になし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域の特性を生かした地域の発展と住みよい地域づくりのため、本市の総合計画や都市計画との調和を保ちつつ、地域間交流の円滑化を促進する集落道や、地域住民が憩える集会所・農村公園等の整備・維持管理に努める。

また、防府市佐波川清流保全条例に基づき、佐波川水系の流域（清流保全指定地域）の合併処理浄化槽の普及を促進し、農業用水及び飲料水の水質の保全を図る。

現在、食の安全・安心に対する関心が高まっており、新鮮で安全・安心な地元の農産物の安定的な供給体制を確保していく。

2 生活環境施設整備計画

各地域に整備されている公民館等の供用施設は、その多くが建築から 30 年を経過しているため、順次補修や建て替えなどを実施する。

市民が農業や土に触れる機会を提供する大平山市民農園は、農園利用方式により市内各地で防府市農業公社が管理する市民農園とともに利用促進を図っていく。

佐波川水系における農業用水の水質保全のため、清流保全指定地域の住民が合併処理浄化槽を設置する際の費用の助成について優遇し、普及促進を図っていく。

地産地消を推進するため、市として「やまぐちの農林水産物需要拡大協議会」と連携し、市内の農林水産物を積極的に取り扱う「販売協力店」や「やまぐち食彩店」等の地産地消推進拠点を拡大していく。

表 10 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
向島公民館	大字向島 636 番 7	向島地区	1	敷地内建て替え
小野公民館	旧小野小学校跡地	小野地区	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

めぐまれた自然を活用した森林公園や林道の整備を推進し、農村公園とともに市民へ憩いの空間を提供する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

本市の総合計画その他諸計画に基づいて実施される事業との整合性を図りながら生活環境施設の整備を進める。

また、農道牟礼小野線は第 3 期工事に着手しており、完成すれば、牟礼・小野地区

間の農産物、飼料等の流通が容易になる。

第9 付図

別添のとおりとする。

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
農用地等保全整備計画図（付図3号）
生活環境施設整備計画図（付図6号）

※農業近代化施設整備計画図（付図4号）及び農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）は対象計画がないため省略。

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内の土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	農道浮野東線沿い大字江泊 2670 番を起点とし、2669 番、(山)430 番 6 から市道浮野 3 号線沿いに 1292 番 1、市道友石浮野線沿いに 1676 番、1670 番 1、1670 番 1 から市道木部山手線沿いに大字牟礼 4605 番 1、側道牟礼 1 号線と国道 2 号の立体交差部分から国道 2 号沿い及び山林界に大字江泊 2666 番、農道浮野東線沿い 2670 番を順次結んで囲まれた区域。	大字江泊 1292 番 1 大字牟礼 4624 番 1	
A-2	市道松原地神堂線沿い大字仁井令 970 番 1 を起点とし、同市道沿い 974 番 1、市街化区域境界沿い 957 番、956 番 1、市道仁井令寺開作線沿い大字伊佐江 362 番 1、大字仁井令 904 番 3 から市道三田尻寺開作線沿いに 895 番 1、894 番から市道東車塚中浜線沿いに大字新田 1075 番 1、市道西立登上地線沿いに大字田島 197 番 4、自衛隊北基地沿いに大字伊佐江 662 番 1、269 番 3、266 番 1 から市道松原地神堂線沿いに大字仁井令 970 番 1 を順次結んで囲まれた区域。	大字田島 60 番 1、105 番 1、198 番 1 大字仁井令 970 番 4、974 番 8 大字伊佐江 281 番 2、318 番 2、320 番 1、327 番 2	
A-3	市道下河内汐合線沿い大字植松 1578 番 1 を起点とし、同市道沿い 1659 番 1 から水路沿いに大字西浦 112 番 1、同番地から自衛隊北基地沿いに大字植松 1578 番 1 を順次結んで囲まれた区域。		
A-4	市道小茅半田山線沿い大字西浦 406 番を起点とし、(山)741 番から谷川沿いに 323 番、(山)735 番から同市道沿いに(山)120 番、(山)124 番、(山)147 番 14、(山)145 番 4、(山)147 番 13、(山)137 番、(山)149 番、(山)161 番から同市道沿いに(山)177 番 1、(山)197 番、1649 番、1650 番、農道西浦構造改良線沿い(山)196 番 2、(山)195 番 3、(山)193 番、(山)200 番 1、(山)203 番、(山)230 番、(山)213 番から同農道沿いに(山)241 番 2、(山)238 番から(山)297 番、大字田島(山)605 番、(山)606 番、762 番、(山)617 番、(山)760 番 1、(山)1143 番、(山)1245 番、(山)1242 番から農道小茅北線沿いに(山)751 番 2、(山)751 番 1、3951 番、(山)669 番、(山)1178 番、(山)1269 番、(山)1251 番、大字西浦(山)426 番 1、(山)426 番 2、(山)428 番、(山)429	大字田島(山)1143 番 大字西浦 331 番 2、332 番 3、332 番 4、438 番 3、1635 番、2273 番、(山)102 番	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-4	<p>番2、(山)430番2、(山)423番、(山)422番、(山)421番、(山)420番2、(山)417番、(山)416番、2262番から市道小茅半田山線沿いに大字田島4120番、大字西浦370番、(山)375番2、(山)375番1、(山)373番、2219番2、2219番1、(山)355番1、(山)353番3、(山)353番4、2196番、2184番、2185番1、2186番、2150番、2125番、2123番、1840番、1837番、1836番、1835番、1834番、1831番、1818番、1817番、1816番、1815番、(山)1671番、1814番、1759番、1742番、1734番、1733番1、1733番、1722番、1720番、1719番、1624番、1620番、1618番、1605番、1601番3から市道丸山1号線沿いに1585番、1580番、1579番1、1575番、1574番、565番、539番、514番、516番、522番、510番、509番、508番、506番、505番、445番、444番、442番、441番、440番、438番1、434番1、433番1、432番、431番、429番、428番2、418番、419番2、406番を順次結んで囲まれた区域。</p>		
A-5	<p>市道三田尻西浦線沿い大字植松774番3を起点とし、同市道沿い930番1、市道前開作泥江線沿い870番8、JR山陽本線沿い884番3、佐波川堤防との交差点2183番9、佐波川堤防沿い大字西浦3570番、3026番3、県道防府環状線沿い3017番1、同県道沿い2948番1、市道潮合開作東線沿い2940番1、同市道と西浦幹線用排水路との交差点917番1、大字植松1366番1、1362番、1363番、1364番、1133番、1134番、1136番、1140番から市道野地塩屋原線沿いに1034番、760番1から市道塩屋原前開作線沿いに774番3を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>県道防府環状線と遊水池の交差点大字西浦2819番1を起点とし、遊水池沿いに2817番、2816番、2815番1から市道南蛮樋沖土手線沿いに2787番1、同市道と県道防府環状線の交差点2713番1、同県道沿い2880番1、2819番1を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>西浦干拓の県道防府環状線の北側及び南側区域。</p> <p>大字植松751番1、752番1、753番1、754番、755番。</p>	<p>大字植松760番1、760番5、764番、765番、766番4、766番5、767番1、771番1、801番1、801番2、1035番3、1036番2、1036番7、1037番、930番2、936番1、956番3、963番1、984番2、1100番4、1760番、1761番1、1765番1、1765番3、1817番5、1831番4、1837番2、1849番24、1853番1、1854番1、2249番3、2270番6、2279番、2283番1、2291番1、2419番4</p> <p>大字西浦912番1、919番3、945番1、947番1、1054番1、1064番1、1070番1、1090番3、1095番2、1102番1、1116番1、1178番1、1188番1、1209番2、1212番1、1225番1、1261番1、1263番2、2880番1、2976番1、2978番1、3059番7、3128番1、3177番1、3178番、3183番2、3234番5、3275番6、3305番2、3357番2、3368番1、3375番、3377番、3380番1、3387番4、3388番2、3437</p>	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-5		番 1、3453 番 2、3477 番 3、 3522 番 2、3522 番 3、3534 番 3、3568 番 38、3670 番 3、3681 番 1	
A-6	指定なし。		
A-7	指定なし。		
B-1	県道防府徳地線沿い大字上右田 201 番 1 を起点とし、201 番 2、205 番 1 から佐波川 堤防沿いに 352 番 1、三谷川沿いに 363 番 1、517 番 1、489 番 2、487 番 1 から山林界 に 484 番、480 番、476 番 4、440 番 1、435 番 2、428 番、427 番 1、290 番、281 番、 409 番 1 から市道田ノ口峪線沿い 249 番、 185 番、176 番 1、201 番 1 を順次結んで囲 まれた区域。	大字上右田 175 番 2、176 番 6、256 番 5、257 番 3、 258 番 3、329 番 1、440 番 1、460 番 3	
B-2	県道防府徳地線と三谷川との交差点大 字上右田 544 番を起点とし、三谷川及び佐 波川堤防沿い 1933 番 1、市道新町畑線沿い に同市道と市道上河原中通り線との交差 点 1468 番 5、1871 番から同市道沿いに 2133 番 3、清水川沿いに大字下右田 1001 番、県 道防府徳地線沿いに 1017 番 1、同県道沿い に大字上右田 1805 番 3、水路沿い 1801 番 1、1800 番 1、市道吉敷新町線との交差点 1184 番 1、1185 番、980 番 1、978 番 1 から 県道防府徳地線沿いに 1147 番 2、熊野神 社参道沿いに 1085 番 1、市道田ノ口塚原線 と用水路の交差点 1006 番から用水路沿い に 1000 番 2、663 番 1 から県道防府徳地線 沿いに 544 番を順次結んで囲まれた区域。	大字上右田 769 番 1、827 番 4、833 番 5、840 番、853 番 1、981 番 7、996 番 3、 1133 番 7、1249 番 3、1293 番 2、1370 番 3、1431 番 1、 1447 番 2、1453 番 3、1456 番 6、1516 番 1、1516 番 4、 1525 番 1、1525 番 4、1534 番 1、1819 番 1、1836 番 8、 2114 番 1、2116 番 7、2127 番 3、2181 番 1、2187 番、 (山) 109 番 1、(山) 109 番 4 大字下右田 1148 番 5	
B-3	市道姫山漆線沿い大字大崎 764 番を起点 とし、同市道沿い 733 番 1、市道漆石崎線 沿い 862 番 1 から同市道と玉祖神社参道の 交差点 1709 番 1、同参道沿いに市道玉祖山 根線の交差点 1698 番 4、同市道沿い 1693 番 1、1676 番 1、1512 番 1、1499 番 2 から 市道中塚台ヶ原線沿いに 1498 番 2、同市道 と市道江良漆線の交差点 1798 番 5、同市道 沿い大字佐野 123 番 3、90 番 2、43 番 11、 28 番 1、大字大崎 1468 番 1、1464 番 1、1448 番 1、1010 番、1040 番 2、912 番、833 番 2 から市道中塚台ヶ原線沿いに 792 番 3、764 番を順次結んで囲まれた区域。	大字大崎 739 番 2、739 番 6、757 番 1、854 番 3、 924 番 1、953 番 1、959 番 2、984 番 1、985 番 2、1014 番 1、1021 番 3、1022 番 2、 1022 番 3、1023 番 1、1023 番 2、1027 番 1、1449 番 1、 1469 番 1、1499 番 2、1505 番 2、1508 番 1、1516 番 7	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
B-4	JR山陽本線と佐波川堤防の交差点大字佐野1687番1を起点とし、線路と横曽根川堤防の交差点大字台道2920番、横曽根川と佐波川の合流点そば大字佐野1787番10、1782番1、佐波川沿い1687番1を順次結んで囲まれた区域。	大字佐野1585番2、1586番1、1586番2、1596番1、1597番2、1688番1、1698番1、1730番1、1803番1、1803番3、1828番、1961番、2010番1	
C-1	新川と市道石原2号線の交差点沿い大字富海573番1を起点とし、同市道沿い730番2、707番1から市道新川石原線沿いに748番2、水路沿い705番1、702番から農道野田上線沿いに812番、山林界に811番、826番3、825番、824番、823番、815番、687番1、685番、684番1、682番1から市道側道富海4号線沿いに612番1、山林界に604番、603番、541番1、540番1、539番1、499番1から同市道沿いに502番1、517番1から山林界に485番1、383番、380番、371番2、363番1、366番、368番1、360番1から農道沿いに344番1、346番から市道戸田山1号線沿いに353番1、282番1、286番、287番、259番、258番2、250番2から山林界に247番、246番、241番、239番1、238番1、234番から山林界に山陽自動車道北側231番1、217番、218番、219番1、195番1、196番、197番、199番、200番、201番、182番1、182番2、182番3、182番4、154番、155番、156番、158番、159番から山林界に142番、118番、119番、120番、121番、125番、124番、115番1、山陽自動車道沿い108番1、市道椿峠側道線沿いに山陽自動車道南側101番、山林界に96番1、96番3、97番2、95番、93番、79番、74番1、71番1、267番1、268番1、270番1、416番1から新川沿い573番1を順次結んで囲まれた区域。	大字富海231番1、232番3、391番2、426番1、578番、587番1、590番2、599番1、686番1、687番1、688番、692番1、693番、698番1、730番6	
C-2	市道富海梶野山手線の交差点そば大字富海1804番1を起点とし、同市道沿い2212番1、2207番1、2208番3、2208番1、2265番、2266番3、2267番、2279番2、2269番3、2269番2、2270番2、2204番、2203番3、2186番1から山林界に2199番、2198番、2196番、2166番、2160番、2158番、2157番、1751番、1750番、1758番、1783番、1782番、1762番、1743番1、1749番、1748番1、1734番1、1723番1から山陽自動車道高架沿いに1726番1、1727番1から水路沿いに1728番、1729番1、市道富海梶野山手線沿いに1804番1を順次結んで囲まれた区域。	大字富海1730番3、1798番2、1799番2、2183番1、2185番1	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
C-3	<p>市道中市新開作線と市道西町大浜線の交差点そば大字富海 2922 番 2 を起点とし、同市道沿い 2970 番 1、JR 山陽本線沿い 3014 番 3、市道中市新開作線沿い 2922 番 2 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>市道中市新開作線と JR 山陽本線の交差点そば大字富海 3014 番を起点とし、JR 山陽本線沿い 2971 番、水路沿いに 3047 番、市道中市新開作線沿い 3014 番を順次結んで囲まれた区域。</p>	<p>大字富海 674 番、2969 番 1</p>	
D-1	<p>県道山口防府線と JR 山陽新幹線の交差点部分大字切畑 1067 番 3 を起点とし、同線路沿いに 1932 番 1、1931 番、1933 番から山林界に 1937 番 2、1928 番 3、1918 番 3、1917 番 1、1919 番 3 から山林界に 1899 番、同地番から山林界に 1883 番 6、1876 番 3、1749 番 1 から市道林線沿い 1734 番 1、1715 番 1 から市道西畑東畑線沿い 1697 番 1、1696 番 2、1695 番 1、1692 番 1、1685 番 1 から山林界に 1647 番、1675 番から山林界に 1653 番、1652 番から山林界に 1650 番、1659 番から山林界に 1664 番、1605 番から採石場進入路沿いに 1617 番、1616 番 4、1622 番、1564 番 1 から山林界に 1567 番、同地番から山林界に 1554 番 1、1565 番 2、1565 番 4、1452 番 1 から山林界に 1398 番 1、1394 番、1396 番 3、1337 番、1300 番 4 から県道山口防府線沿いに 1067 番 3 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>JR 山陽新幹線と県道山口防府線の交差点部分大字切畑 1096 番 1 を起点とし、同県道沿いに 1225 番 4、1225 番 1 から山林界に 1231 番、同地番から山林界に 1211 番、1208 番 1 から山林界に 1198 番、同地番から山林界に 1185 番 1、1152 番 1、1151 番、1149 番、1155 番、1128 番、1127 番から山林界に 1124 番、同地番から山林界に 1077 番 1、同地番から市道小俣東畑線沿いに 1101 番 1、同地番から JR 山陽本線沿い 1096 番 1 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>県道山口防府線沿い大字切畑 1309 番 2 を起点とし、同県道沿い(山)296 番 3、1329 番 1、1320 番 1 から林道沿いに 1324 番、同地番から山林界に 1309 番 2 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>県道山口防府線と市道石崎小俣線の交差点そば大字台道 1852 番 5 を起点とし、同市道沿い 1853 番 5、大字切畑 631 番 2 から農道法持庵線沿い 643 番、同地番から山林界に 649 番、同地番から山林界に 657 番 1、680 番から山林界に 683 番 2、同地番</p>	<p>大字台道 694 番 4、1456 番 1、1585 番 1、1794 番 1、1803 番 2、1864 番 2、1878 番 1、1879 番 1、2192 番 2、2195 番 2、2196 番 2、2758 番</p> <p>大字切畑 50 番 3、54 番 1、57 番 8、85 番、102 番 1、228 番 1、271 番 3、334 番 1、380 番 3、386 番 1、490 番、516 番 2、767 番 1、842 番 1、928 番、934 番 2、938 番 1、948 番 1、1062 番 6、1073 番 3、1220 番 10、1304 番 12、1473 番 2、1819 番 1、1832 番 1、1835 番 1、1837 番 2、1876 番 2、(山) 227 番 1</p>	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
D-1	<p>から山林界に 686 番、687 番、709 番 1 から農道西山南 1 号線沿いに 716 番 1、741 番 1、745 番 1 から山林界に 768 番 2、767 番 1 から市道小俣林線沿いに 789 番 1、819 番 1 から山林界に 830 番 4、836 番 1 から山林界に 1982 番、816 番、809 番から山林界に 815 番、同地番から山林界に 805 番 1、(山)749 番 7 から山林界に(山)754 番 4、同地番から山林界に 840 番、870 番 1、847 番 1、851 番 1、844 番 1 から山林界に 852 番 1、857 番、867 番、860 番、904 番から山林界に 908 番、928 番、934 番 2、948 番 1、947 番、946 番から山林界に 939 番 1、940 番 3 から山林界に 961 番 1、965 番 1 から山林界に 980 番、1971 番から山林界に 1965 番 3、同地番から山林界に 1974 番 1、1963 番から山林界に 1961 番 2、同地番から JR 山陽新幹線沿いに 1064 番 11、同地番から県道山口防府線沿いに大字台道 1852 番 5 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>山陽自動車道と県道山口防府線の交差部分大字台道 1867 番 1 を起点とし、同県道沿いに大字切畑 1064 番 2、514 番 1、514 番 4 から山林界に 510 番 1、531 番 1、488 番から山林界に 483 番、480 番 2、1103 番 1 から山林界に 1103 番 5、同地番から JR 山陽新幹線沿いに 441 番 5、同地番から山林界に 448 番 1、408 番 1、374 番、376 番、377 番 3、327 番 1 から玉祖神社参道沿いに 372 番 1、338 番 1、330 番 2、330 番 3、322 番 1、321 番から山林界に(山)110 番 7、(山)110 番 11 から山林界に 313 番、306 番 1、307 番、308 番から山林界に 306 番 3、305 番、301 番 3、294 番 1、1985 番 1 から市道上ノ庄線沿いに 282 番、同地番から山林界に 251 番 1、249 番から山林界に 213 番、52 番 1、209 番 1、80 番 3 から市道光蓮寺線沿いに 93 番、189 番 1、187 番 1、181 番 1、180 番 1、163 番から山林界に 190 番 1、192 番 1、133 番 1、156 番 1 から山林界に 148 番、146 番から山林界に 142 番、同地番から山林界に 140 番、同地番から山林界に 151 番、132 番 1 から農道沿いに 125 番 1、124 番 1、123 番 1 から農道沿いに 122 番 1、大字台道 1946 番 1、1949 番 1、1955 番 3、2007 番 1、1999 番 1 から市道上代線沿いに 2001 番 1、2035 番 1 から農道沿いに 2049 番 4、1992 番 1、1993 番 3、1984 番 1、1975 番 4、1962 番 4、1975 番 5、1983 番 3、1985 番 5、2048 番 1 から山林界に 2055 番、同地番から山林界に 2075 番 1、2076 番 1、2114 番 1 から農道沿いに 2111 番 1、</p>		

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
D-1	<p>同地番から山林界に 2104 番、同地番から山林界に 2113 番 1、同地番から市道石崎小俣線沿いに 1867 番 1 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>県道山口防府線沿い大字台道 1806 番 1 を起点とし、水路沿いに 1787 番 1、1691 番 1 から農道沿いに 1715 番、1713 番 1、1749 番、1745 番 1 から山林界に 1746 番 2、同地番から市道小俣林線沿いに 1806 番 1 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>県道山口防府線沿い大字台道 1591 番 1 を起点とし、同県道沿いに 1821 番 2、1886 番 14 から山陽自動車道沿いに 1890 番 3、1891 番 1 から横曽根川右岸沿いに 805 番 3、同地番から国道 2 号沿いに 944 番 1、同地番から農道沿いに 938 番 2、936 番 4、936 番 2、936 番 1、933 番 1 から農道沿いに 930 番 3、911 番 1、1455 番 1、1455 番 2、1468 番 3、1456 番 1、1454 番 1、1451 番 1、917 番 2、1593 番 1 から農道沿いに 1591 番 1 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>国道 2 号と横曽根川の交差部分大字台道 2812 番 1 を起点とし、同河川左岸沿いに 1924 番 1、同地番から山陽自動車道沿いに 2130 番 1、2154 番 4、2154 番 1、2154 番 3、2089 番 1、2169 番 3 から市道原岩淵線沿いに 2198 番 1、2396 番 2 から農道沿いに 2375 番、2366 番 1、2469 番 1、2469 番 2、2512 番 1、2514 番 1、2517 番 1、2518 番 1、2544 番 1 から農道沿いに 2543 番 1、同地番から山林界に 2547 番 5、同地番から山林界に 2555 番 1、2563 番 1、2556 番 1、2296 番 1、2295 番 1、2304 番 1、2293 番 1、2765 番 1、2793 番 1、2775 番 1、同地番から市道遠ヶ崎岩淵線沿いに 2788 番 4、2844 番 1、2679 番 1 から水路沿いに 2852 番 1、同地番から国道 2 号沿い 2812 番 1 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>大字台道 2431 番 1、2431 番 2。</p>		
D-2	<p>県道宇部防府線沿い大字台道 421 番 1 を起点とし、同県道沿い 3723 番 4、JR 山陽本線沿い 6523 番 3、同地番から農道沿いに 6510 番、6513 番、6514 番、6531 番、6535 番 1、6809 番、6817 番、6814 番、6818 番、6828 番、6840 番 1、6849 番 1、6853 番 1、6847 番 1、6842 番、6843 番、6846 番、6852 番 1、7001 番 3、7021 番 1、7029 番、7031 番、703 番 3、7040 番 2、7051 番、7054 番、7055 番、7056 番、7058 番、7052 番、7046 番、7043 番 4、7041 番 3、7041 番 2、6982 番 1、6978 番 2、6979 番 1、6996 番 1、6999</p>	<p>大字台道 272 番 2、384 番、420 番、455 番 1、3739 番 12、4495 番 1、4597 番 2、4610 番 1、5231 番 4、5500 番 1、5703 番 2、5850 番 5、5916 番、5952 番 6、6576 番 2、6590 番 3、6591 番 1、6637 番 4、6685 番 1、6688 番 5、6777 番、6782 番 1、6806 番 3、6806 番 5、6834 番 4、6925 番 1、7140 番、7141 番、7142 番、7151</p>	<p>平成 29 年 4 月現在、換地処分手続が完了していない経営体育成基盤整備事業用地については、旧地番にて表記した。</p>

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
D-2	<p>番 2、6961 番 1、6920 番 4、6924 番 2、6927 番 4、472 番 1、457 番 1、458 番 1、459 番、260 番 1、261 番、273 番、457 番 1、448 番 1 から市道市東線沿いに 421 番 1 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>JR 山陽本線と市道繁枝旦西線の交差点そば大字台道 550 番 7 を起点とし、同市道沿い 4619 番 1、4620 番 1 から市道側道旦西 2 号線沿いに 4609 番 1、4608 番 1 から県道防府環状線沿いに 4550 番 1、5229 番 1 から市道岡条下津令線沿いに 5231 番 7、5266 番 1 から水路沿いに 5270 番、5268 番、5273 番 1、5274 番、5257 番 1 から同市道沿いに 5316 番 5、5329 番、5251 番 1、5331 番 1、農道沿いに 5352 番 3、5357 番、5376 番、5385 番 1、5391 番、5390 番、5499 番から農道沿い 5506 番 1、市道岡条大原線沿い 5506 番 1、5498 番 1、5659 番 2、5659 番 5 から山林界に 5669 番、5684 番、5699 番 1、5678 番 1 から山林界に 5676 番 1、5709 番 1、5706 番、5711 番 1、5713 番から山林界に 5735 番、5738 番、5760 番 1 から農道沿いに 5760 番 5、山林界に 5750 番、5757 番、5756 番、5760 番 6、5762 番、5768 番 5 から同市道沿いに 5783 番 1、5955 番 1 から山林界に 5958 番、5961 番、5963 番 2、5971 番 1、5973 番、5791 番 2、5970 番、5996 番から農道木床 4 号線沿いに 5987 番、5985 番から水路沿いに 5992 番、6008 番 2 から農道木床 1 号線沿いに 6012 番 1、6017 番から山林界に 6021 番、6035 番から水路沿いに 6045 番、6033 番 1 から農道木床西 1 号線沿いに 6065 番 1、6061 番、6059 番、6062 番、6081 番から同農道沿いに 6122 番 2、6127 番から山林界に 6149 番、6144 番、6142 番から山林界に 6165 番、6210 番 1 から市道大原開拓線沿いに 6227 番、6283 番 1 から農道沿いに 6286 番 4、6293 番、6298 番 1、(山)843 番 8、6299 番 2、6322 番 2、6320 番、6323 番から市道大原線沿いに 6315 番 1、JR 山陽本線沿い 6239 番 4、市道岡条大原線沿い 6114 番 1、5833 番 1 から市道大繁枝木床線沿いに 5828 番 1、6470 番から山林界に 6572 番 1、6471 番 3、6479 番 1、6485 番 1、6488 番 1、6493 番 1、6492 番、6536 番から JR 山陽本線沿いに 550 番 7 を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>JR 山陽本線沿い大字台道 6429 番 1 を起点とし、荒手川沿いに 7237 番、7238 番、7225 番、7217 番から市道長沢木床線沿いに 6433 番、7189 番、7188 番、7176 番、7174 番、7173 番から山林界に 7182 番、同地番</p>	<p>番、7153 番、7154 番、7155 番、7156 番、7157 番 1、7157 番 2、7158 番、7159 番、7160 番、7161 番、7162 番、7163 番、7164 番、7165 番、7166 番、7167 番、7169 番、7189 番、7191 番、7192 番、7193 番、7194 番、7196 番、7197 番、7210 番 2、7327 番</p>	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
D-2	から JR 山陽本線沿いに 6429 番 1 を順次結んで囲まれた区域。 市道遠ヶ崎市西線沿い大字台道 366 番を起点とし、同市道沿い 782 番、774 番から水路沿いに 3005 番、3003 番 2 から水路沿いに 690 番 8、市道遠ヶ崎岩淵線沿い 692 番 1、766 番 1、667 番 2 から農道沿いに 639 番、水路沿いに 636 番、農道沿いに 634 番、水路沿いに 366 番を順次結んで囲まれた区域。		
D-3	大道干拓全域及び JR 山陽本線と横曽根川堤防の交差点大字台道 3321 番 1 を起点とし、横曽根川堤防沿い 3360 番 2、真鍋開作・上田開作堤防沿いに 3363 番 3、7718 番 6、県道防府環状線沿い 7730 番、河内川沿い 3417 番 1、市道大繁枝旦東線沿いに 3417 番 4、市道大繁枝 3 号線沿いに 3083 番 2、JR 山陽本線沿いに 3321 番 1 を順次結んで囲まれた区域。	大字台道 7535 番 1、7574 番 1	
E-1	県道防府徳地線沿い大字中山 10 番 1 を起点とし、同県道沿いに 204 番 1、同地番から市道中山線沿いに 419 番 1、県道防府徳地線沿いに 418 番 1、562 番 1、佐波川堤防沿い 561 番 1、14 番 2、10 番 1 を順次結んで囲まれた区域。	県道防府徳地線沿いに大字中山 10 番 1 から 204 番 1 及び 417 番から 562 番 1 の間で、同県道から佐波川に向かって 50m の区域にある土地。 県道山口徳山線沿いに大字中山 429 番 1 から 481 番 1 の間で、同県道から 50m の区域にある土地。 大字中山 44 番 1、133 番 1、194 番 1、308 番 4、481 番 3	
E-2	県道三田尻港徳地線と佐波川堤防の交差点そば大字和字 9 番 4 を起点とし、同堤防沿い 194 番 1、同地番から市道和字 1 号線沿いに 187 番、県道三田尻港徳地線沿い 179 番 1、9 番 4 を順次結んで囲まれた区域。	大字和字 39 番 4、44 番 1、62 番 3、85 番 1、113 番 1、115 番 5、139 番 2、139 番 5、139 番 6	
E-3	市道松ヶ谷切ヶ淵線と県道防府徳地線の交差点そば大字奈美 105 番 1 を起点とし、同県道沿い大字鈴屋 874 番 1、平谷川沿い 884 番 1、729 番 1、同地番から佐波川堤防沿いに大字奈美 59 番 1、58 番 8 から市道松ヶ谷切ヶ淵線沿いに 105 番 1 を順次結んで囲まれた区域。	県道防府徳地線沿いに大字奈美 105 番 1 から大字鈴屋 874 番 1 の間で、同県道から佐波川に向かって 50m の区域にある土地。 大字奈美 259 番 1、261 番 2、303 番、363 番 3、398 番 1、404 番 1、484 番 1、530 番、548 番 1、553 番 1、588 番 1、600 番 2、772 番 1、777 番 1、777 番 5、886	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
E-3		番 3、892 番 5、1017 番 2 大字鈴屋 9 番 1、15 番 2、 19 番 1、20 番 1、21 番 1、 22 番、24 番、25 番 2、27 番 3、33 番 1、41 番 4、43 番 1、64 番 4、66 番 3、78 番、105 番、123 番 5、143 番 1、174 番 3、199 番 3、 221 番 1、237 番 2、241 番 1、248 番 1、248 番 4、249 番 1、275 番、281 番 1、288 番、290 番 1、313 番 1、315 番、401 番 4、412 番 1、453 番、481 番 1、582 番 4、618 番 1、659 番、663 番 1、669 番 1、674 番 2、678 番 5、 755 番 3、1022 番 1、1029 番 1、1031 番、1140 番 3、 1253 番 5	
E-4	市道畑真尾線沿い大字真尾 1659 番を起 点とし、同地番から水路沿いに 1655 番 5、 1650 番 3 から県道三田尻港徳地線沿いに 707 番 3、707 番 1 から佐波川堤防沿いに 25 番 1、27 番 7 から市道畑真尾線沿いに 330 番 1、546 番 1 から農道沿いに 294 番、 304 番から山林界に 552 番、554 番、578 番、580 番 2、580 番 3、583 番、585 番、 586 番 2、591 番、751 番 2 から山林界に 775 番 6、山林界に 787 番 1、789 番 4 から市道 真尾線沿いに 789 番 10、794 番 1 から山林 界に 807 番、812 番、818 番 6 から山林界 に 820 番 1、823 番 2 から同市道沿いに 825 番 1、834 番から山林界に 836 番 1、1177 番 1、1174 番 1、(山)537 番 3、(山)503 番、 842 番、843 番、845 番、844 番、847 番、 846 番、848 番、849 番、(山)506 番、1664 番、852 番、854 番 1、856 番 1 から山林界 に 860 番 2、860 番 1、861 番 4、863 番、 862 番、861 番 1 から山林界に 857 番 1、1165 番 1、(山)534 番、878 番 1、877 番 2、869 番、870 番 1、868 番 1、868 番 3、871 番、 872 番、873 番、892 番 1、893 番、895 番、 896 番、897 番、898 番、894 番、889 番か ら山林界に 905 番、907 番、915 番第 1、916 番、918 番、918 番 1、1132 番、(山)530 番、(山)532 番、(山)512 番、(山)511 番 1、 885 番 1、883 番 1、881 番 3、(山)509 番、 (山)508 番、1142 番から山林界に 1134 番、 同地番から山林界に 1146 番、1154 番、1156 番、1155 番、1153 番 2、1152 番 11、1152 番 4、1161 番 2、1162 番 2、1163 番、1164	市道畑真尾線沿いに大 字真尾 27 番 7 から 1659 番 の間で、同市道から 30m の 区域にある土地。 大字真尾 123 番 3、136 番 3、191 番 1、199 番 1、 199 番 5、257 番 4、258 番 2、361 番、367 番 1、368 番 1、369 番 1、386 番 1、 457 番 2、462 番 5、464 番 3、483 番 1、498 番 1、596 番 2、620 番 1、664 番 1、 708 番 1、717 番 1、718 番 3、728 番、775 番 8、871 番、873 番、1150 番 2、1165 番 1、1166 番 1、1197 番 1、 1197 番 3、1209 番 1、1210 番 1、1216 番 1、1216 番 2、 1225 番、1227 番 1、1229 番 1、1230 番 2、1414 番 2、 1427 番 3、1489 番 1、1545 番 1、1602 番 1、1610 番 1、 1610 番 6	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
E-4	番、1167番から山林界に1170番、1171番1、1173番、1178番、1180番2、1182番1、1182番2、1220番1、1219番3、1218番2、1217番3、1211番8、1211番12、1262番2、1262番1、1269番から山林界に1272番1、1280番2、1281番から山林界に1327番、1328番から山林界に1319番、1337番1、1336番から山林界に1338番、同地番から山林界に1357番1、1362番1、1366番から山林界に1370番、1371番から山林界に1373番、1374番、1375番から山林界に1377番2、1445番1、1449番1から山林界に1457番、1456番から山林界に1449番1、1448番、1507番3、1505番25から山林界に1489番14、1489番1、1486番1、1483番、1479番から山林界に1477番、同地番から山林界へ1538番1、1540番1、1541番1、1542番1、1543番4から山林界に1560番、1572番1、1572番6、1659番を順次結んで囲まれた区域。		
E-5	県道三田尻港徳地線と市道片地山1号線の交差点そば大字久兼1571番を起点とし、同市道沿いに1546番2、1522番2、1522番1から山林界に1523番1、1525番1、1525番、1460番、1461番、1456番1、1454番、1453番2から市道片地山赤山線沿いに1452番1、大字奥畑7番、8番5、11番1から山林界に15番、13番、5番、2番、1番1、大字久兼1436番1から山林界に1413番2、1404番、1392番、1389番から山林界に1387番2、1384番、1386番、1390番1、1380番1、1378番、1347番3、1339番2、1338番1から山林界に1335番、1332番、1331番1、1326番、1322番から山林界に1323番2、1318番、1317番1、1316番1、1259番1から山林界に1250番、1251番1、1246番、1245番、1233番、1231番、1229番、1228番2、1218番、1184番1、1179番から山林界に1150番、104番、106番1、1148番から山林界に1144番、117番、1142番、1127番、1129番、1131番、1137番、1136番1、1157番2、1061番2から山林界に1069番1、1072番、1075番から山林界に1077番、1099番、949番から山林界に945番1、943番2、933番、932番、931番1、929番、935番1、908番1、909番1から山林界に919番、909番10、911番、886番、884番1、883番、882番、891番、892番1、977番1から市道久兼中村2号線沿いに984番1、986番1、987番6から山林界に877番3、878番、873番1、	大字奥畑12番、245番 大字久兼38番1、83番1、95番1、210番、359番、373番1、390番1、781番、830番、902番、980番3、1459番1、1480番1、1481番7、1484番9	

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
E-5	861番2、859番、856番、855番、851番、847番1、844番、817番、816番1、828番1、829番、830番、795番、796番、787番、789番、782番、790番、725番、738番、722番、714番1、712番、711番1から市道久兼金森線沿いに699番1、696番1から市道久兼原河内線沿いに694番1、692番から山林界に690番1、689番、535番、534番、538番、553番1、520番1、554番1から県道山口徳山線沿いに563番7、557番1から山林界に517番、518番、364番から久兼川沿いに365番、369番、370番から久兼川沿いに372番、373番1、386番1、376番1、501番2から山林界に504番1、498番1、495番、418番1から久兼川沿いに420番1、山林界に414番、408番、405番、404番、411番、410番、416番2、379番1から山林界に381番、398番、(山)705番、400番、399番、396番、392番、393番、391番1、390番4、367番1から山林界に359番、355番、348番から山林界に346番1、340番、339番、321番、(山)734番、577番1、580番1、582番1から久兼川沿いに622番、282番、279番、278番、260番、269番、268番、263番、265番、262番、259番1、258番、238番から山林界に226番、225番2、224番から山林界に241番、210番、205番、206番、208番、209番から山林界に220番、216番、219番2、222番、186番2、184番、182番2から山林界に174番1、174番3、171番1、1005番から久兼川沿いに1050番1、166番1から県道山口徳山線沿いに94番1、1161番から久兼川沿いに1166番、90番1、82番1から同県道沿いに46番1、38番1から市道久兼兵瀬1号線沿いに36番5、28番から農道沿いに25番2、24番、(山)27番2から20番2、31番5、16番4、18番、19番から山林界に9番1、1502番1から久兼川沿いに1564番1、県道三田尻港徳地線沿い1571番を順次結んで囲まれた区域。		
E-6	大字久兼字仏峠210番2、大字真尾字綾ヶ峰424番145	大字真尾字綾ヶ峰424番145のうち、大平山市民農園用地	

※上表中に用いている地番、一定の地物、施設、工作物等は、平成29年4月1日現在のものをいう。

※上記には現況山林、原野等を含む。

(2) 用途区分

地区・区域番号	用途区分	農地の区分
A-1	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字江泊 2629 番 1 の一部。 大字牟礼 4628 番 2。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
A-2	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字伊佐江 345 番の一部、353 番 1 の一部、353 番 2 の一部。 大字田島 45 番 4 の一部、112 番 1 の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
A-3	<p>ア 農地 全ての土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 なし。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
A-4	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字西浦 3041 番 6、(山)130 番 2 の一部、(山)219 番 2。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
A-5	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 JA 華城ライスセンター用地（大字植松 514 番 3、515 番、516 番、518 番、519 番、520 番 1、521 番 1、522 番）。 大字植松 903 番 4、958 番 1 の一部、965 番 1 の一部、1004 番 2 の一部、1005 番 4、1101 番 3 の一部、1763 番の一部、1777 番 2 の一部、1778 番 2 の一部、2261 番、2279 番の一部、2362 番 1 の一部、2385 番 4、2394 番 1 の一部、2406 番 1 の一部、2414 番 1 の一部。 大字西浦 1002 番 1 の一部、1021 番 1 の一部、1022 番 3、1031 番 1 の一部、1033 番 1 の一部、1035 番 1 の一部、1039 番 1 の一部、1048 番 1 の一部、1059 番 3 の一部、1060 番 2 の一部、1067 番 1、1076 番 1</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の農地のうち生産振興農地として区分した次のイの農地以外の農地。</p> <p>イ 生産振興農地 西浦干拓の県道防府環状線の北側の農地。 新開作の県道防府環状線、市道新開作東線及び市道新開作沖土手線に囲まれた区域の農地（市道新開作東線の佐波川沿い部分南側約 80m にある農道までの区域、同市道南北縦断部分西側 30m までの区域、市道新開作西線から 30m までの区域、同市道西側で県道防府環状線北側約 200m にある農道までの区域を除く）。 鹿角開作の市道潮合開作東線の北側で、市道泥江潮合線、JR 山陽本線、市道大橋沖土手線及び市道新地小行司線に囲まれた区域の農地（市道山県西開作 2 号線の延長線北側で市道西開作木船線の延長線と市</p>

地区・ 区域番号	用途区分	農地の区分
A-5	の一部、1078番1の一部、1078番2の一部、1088番1、1088番2、1100番1、1135番1、1135番3、1226番3、1226番5、1226番7、2784番1の一部、2848番4、2959番1の一部、2976番1の一部、2998番2の一部、2998番3の一部、2998番5の一部、3038番1の一部、3040番の一部、3041番1の一部、3041番6、3046番の一部、3051番1の一部、3051番2の一部、3055番1の一部、3183番1の一部、3184番1の一部、3316番1の一部、3374番の一部、3403番1の一部、3446番2、3534番4、3552番の一部、3568番12、3568番21、3568番38の一部、3628番1の一部、3638番1。	道大橋沖土手線、JR山陽本線、市道泥江潮合線に囲まれた区域、市道大橋沖土手線沿い大字植松2211番1を起点とし、大字西浦3661番1から市道新地小行司線沿いに3434番2、3434番1から農道西開作北2号線沿いに大字植松2215番、2214番、2211番1を順次結んで囲まれた区域、市道新地小行司線沿い大字植松2341番を起点とし、同市道沿いに大字西浦1313番1、1312番1から水路沿いに大字植松2341番を順次結んで囲まれた区域、並びに市道泥江潮合線、市道山県西開作2号線、農道鹿角開作11号線、及び農道鹿角開作11号線の北側の市道西開作木船線から30mまでの区域の農地を除く。
B-1	ア 農地 全ての土地。 イ 農業用施設用地 なし。	ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。 イ 生産振興農地 なし。
B-2	ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。 イ 農業用施設用地 大字上右田(山)123番の一部、995番2の一部、1085番1、1086番、1255番2、1360番4の一部、1361番1の一部、1367番1の一部、1374番5、1374番8、1831番3、1853番の一部。	ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。 イ 生産振興農地 なし。
B-3	ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。 イ 農業用施設用地 JA右田ライスセンター用地(大字高井2番1、4番1、5番1、12番1、大字大崎1番1、3番1)。 大字大崎768番、919番1の一部、943番3の一部、1002番1。	ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。 イ 生産振興農地 なし。
B-4	ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。 イ 農業用施設用地 大字佐野1749番2、1908番の一部。	ア 多面的機能維持農地 市道遠ヶ崎小島線の東側30mまでの区域、同線沿い大字佐野2085番3を起点とし、JR山陽本線沿いに1576番8、1576番10、1597番3、1597番2、1597番1、1984番1の一部、1977番1、1980番2、1975番2の一部、1975番1の一部から市道五ノ割小島線沿いに1970番3、市道遠ヶ崎小島

地区・ 区域番号	用途区分	農地の区分
B-4		<p>線沿いに 2085 番 3 を順次結んで囲まれた区域、市道五ノ割小島線の南側で市道遠ヶ崎小島線の西側 30m までの区域及び JR 山陽本線沿い大字台道 2914 番を起点とし、2916 番 1、2916 番から市道遠ヶ崎横曾根線沿いに 2919 番、市道山下開作小島線沿いに 2920 番、2921 番 7 から JR 山陽本線沿いに 2914 番を順次結んで囲まれた区域。</p> <p>イ 生産振興農地 左記の農地のうち多面的機能維持農地として区分したアの農地以外の農地。</p>
C-1	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字富海 251 番の一部、491 番 1 の一部、503 番 1 の一部、565 番 1 の一部、590 番 1 の一部、709 番の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
C-2	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字富海 1795 番の一部、2204 番の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
C-3	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字富海 2926 番 1 の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
D-1	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字台道 1875 番 3、1877 番、1881 番 1、2031 番 1 の一部、2201 番、2275 番 2、2790 番 1。 大字切畑 212 番、222 番 3 の一部、379 番 1 の一部、782 番 2、848 番 1 の一部、903 番の一部、1396 番 1、1636 番の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の農地のうち生産振興農地として区分した次のイの農地以外の農地。</p> <p>イ 生産振興農地 大道北地区、小俣地区及び岩淵地区のほ場整備事業施行地にある農地。 大字台道 2080 番 1、2081 番 1。</p>

地区・ 区域番号	用途区分	農地の区分
D-2	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 防府花きフロンティア用地(大字台道 3687 番 1、3687 番 5、3689 番 1、3690 番、3691 番、3692 番、3693 番 1、3693 番 2、3694 番 1、3694 番 2、3695 番 1、3696 番 1、3696 番 2、3696 番 3、3697 番 1、3698 番、3699 番 1、3700 番 1、3701 番 1、3702 番 1、3702 番 3)。 大字台道 4493 番 1、4537 番 1、4538 番 1、4543 番 1、4564 番、4565 番 1、4566 番、5501 番 2、5504 番 1、5505 番 1、5506 番 4、5905 番 2 の一部、5939 番 1 の一部、6575 番 2、6576 番 1。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の農地のうち生産振興農地として区分した次のイの農地以外の農地。</p> <p>イ 生産振興農地 木床地区野菜作柄安定総合事業施行地にある農地約 9ha。 上り熊地区経営体育成基盤整備事業施行地にある農地約 39ha。 下津令地区経営体育成基盤整備事業施行予定地にある農地約 52ha。</p>
D-3	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 JA 大道ライスセンター用地(大字台道 7626 番 4)、地域バンクシステム・堆肥舎用地(大字台道 7877 番 3)。 大字台道 3134 番 1、3134 番 2、3134 番 3、3135 番 1、3135 番 2、3137 番 1、3162 番の一部、3180 番 1 の一部、7629 番 1、7865 番 1 の一部、7886 番 2 の一部、7927 番 1、7948 番 1 の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の農地のうち生産振興農地として区分した次のイの農地以外の農地。</p> <p>イ 生産振興農地 上田真鍋開作ほ場整備事業施行地にある農地約 83ha。 大道干拓土地改良総合整備事業施行地のうち県道防府環状線用地以外の農地約 103ha。</p>
E-1	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字中山 183 番 1 の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
E-2	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字和字 38 番 2 の一部、85 番 2 の一部、145 番 2、208 番 1。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>

地区・ 区域番号	用途区分	農地の区分
E-3	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字奈美 600 番 1 の一部、617 番 1、777 番 1 の一部、822 番 1 の一部、1045 番の一部。 大字鈴屋 377 番 7、381 番 5、427 番 1 の一部、453 番の一部、541 番、618 番 3、618 番 5、734 番、735 番 2 の一部、751 番、752 番 1、755 番 3 の一部、760 番の一部、762 番の一部、1003 番の一部、1231 番 1 の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
E-4	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字真尾 157 番、189 番の一部、265 番 5 の一部、361 番の一部、389 番 2、401 番 3 の一部、592 番 1 の一部、887 番 1 の一部、1353 番 3、1531 番 1、1545 番 1 の一部。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
E-5	<p>ア 農地 農業用施設用地として区分した次のイの土地以外の土地。</p> <p>イ 農業用施設用地 大字久兼 1319 番 2。</p>	<p>ア 多面的機能維持農地 左記の全農地。</p> <p>イ 生産振興農地 なし。</p>
E-6	<p>ア 採草放牧地 全区域。</p>	<p>区分なし。</p>